

# 53. 消費税免税店制度について

## 消費税免税店制度とは

○ 免税店を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度です。

## 消費税免税店制度拡充の取り組み

### 拡充第1弾

#### 対象品目拡大（2014年10月1日運用開始）

これまで免税対象外であった消耗品（食品、飲料、薬品、化粧品等）も免税対象に加わり、お菓子や地酒など、地域ならではの各産品も免税販売できるようになりました。



### 拡充第2弾

#### 免税手続一括カウンター、港湾臨時販売場届出制度の実現

（2015年4月1日運用開始）

- 商店街や物産センター等において免税手続一括カウンターを設置することにより、外国人対応や免税手続に不安のあるお店でも、免税店になることができるようになりました。
- また、外航クルーズ船の帰港時に埠頭へ免税店を臨時出店するための手続が簡素化され、埠頭での免税販売がしやすくなりました。

### 拡充第3弾

#### 免税対象金額の引き下げ等

（2016年5月1日運用開始）

免税の対象となる金額が引き下げられました。

改正前	改正後
一般物品 10,000円超	一般物品 5,000円以上
消耗品 5,000円超	消耗品 5,000円以上

#### 拡充第3弾その他

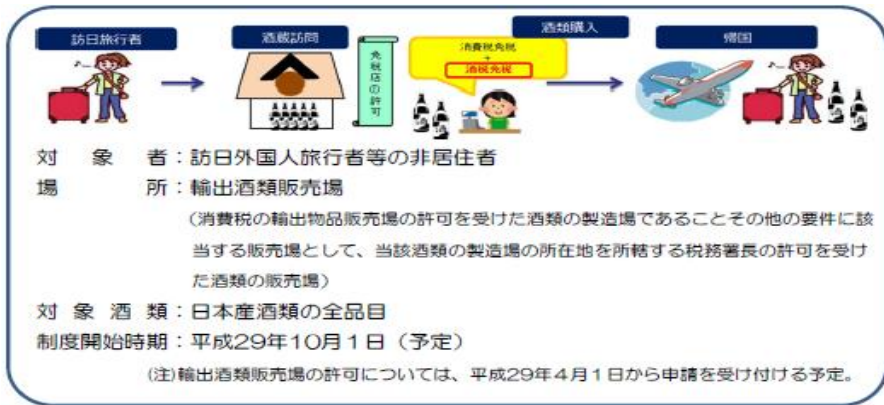
- 簡便な海外直送手続の創設
- 免税手続きカウンター制度の利便性向上
- 購入者誓約書の電磁的記録による保存

### 拡充第4弾

#### 訪日外国人旅行者等向けに製造場で販売した酒類に係る酒税の免税制度の創設

（2019年10月1日運用開始予定）

- 消費税免税店（輸出物品販売場）の許可を受けた酒類製造場において、訪日外国人旅行者等の非居住者へ販売する酒類について、消費税に加え酒税を免税とする制度。



## 免税店の情報を強化

### 免税店シンボルマーク

- 免税店のブランド化・認知度向上のための免税店シンボルマークで免税店をアピール！
- 新たに、免税手続する場所を外国人にわかりやすく示す、免税手続カウンターシンボルマークを創設しました。



### 免税店シンボルマークの申請方法

- 免税店シンボルマークを使用する際には、観光庁へ店舗情報等を申請ください。
- 観光庁HP：免税店シンボルマーク申請サイト  
<http://tax-freeshop.into.go.jp/agent/login.php>



### 海外や訪日外国人への情報発信

- 観光庁では、海外や訪日外国人に向けて日本の免税店制度や、免税店シンボルマークを掲示する免税店の店舗情報の発信等に取り組んでいます。
- 日本政府観光局（JNTO）HP：免税情報発信サイト  
<http://tax-freeshop.into.go.jp/eng/index.php>



○問い合わせ先 近畿運輸局 観光部 観光地域振興課  
近畿経済産業局 流通・サービス産業課

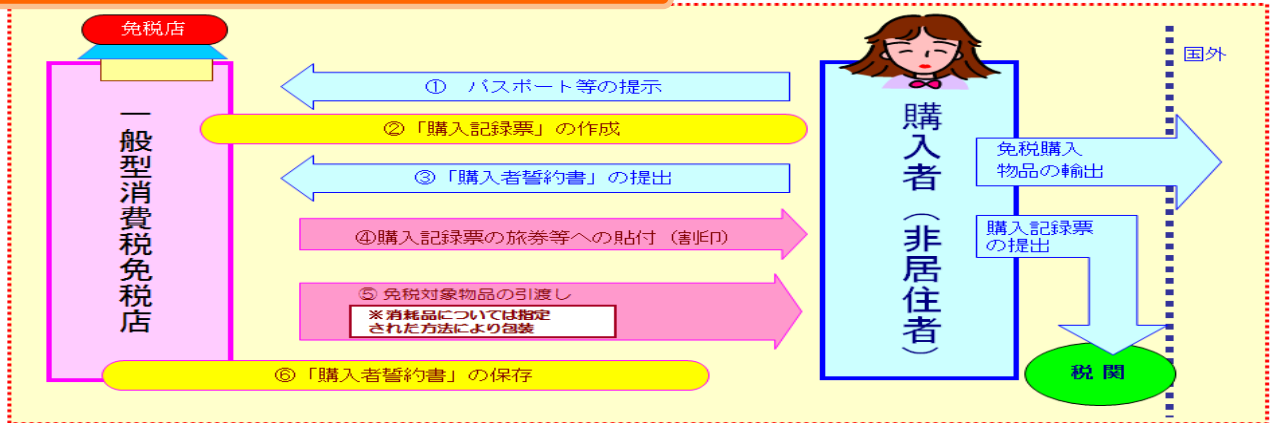
電話06-6949-6411  
電話06-6966-6025

## 一般型消費税免税店になるには

免税店になるには、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可が必要になります。

- 観光庁HPの消費税免税店サイト (<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>) を御覧頂くか下記にある各運輸局、経済産業局の免税制度相談窓口又は、お近くの税務署までお問い合わせください。

## 一般型消費税免税店における手続の流れ

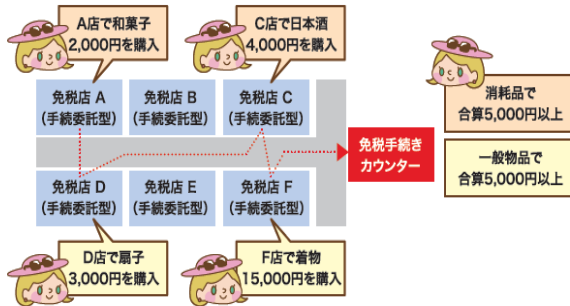


## 手続委託型消費税免税店とは

手続委託型消費税免税店は、商店街・ショッピングセンター及びテナントビルなどの特定商業施設内で非居住者に対して物品を販売する場合、その免税販売手続を免税手続カウンターを設置する事業者に代理させることができます。

## 免税手続カウンターでの買い物のイメージ

店舗を超えて合算して、一括で免税手続を行うことができます。



※免税対象金額について

【2016年5月1日以降】1日の販売合計額（税抜）  
一般物品/5千円以上 消耗品/5千円以上～50万円まで

## 免税手続カウンター制度とは

免税手続を、第三者に委託できる制度です。

- 商店街などの特定商業施設内で外国人に対して販売する物品の免税手続を、免税手続カウンターを設置する事業者に代理させることができます。
- 免税手続カウンターでは、同一特定商業施設内での他の手続委託型消費税免税店と販売額を合算して下限金額以上となれば、免税の対象となります。

※【2016年5月1日以降】商店街の中に所在するショッピングセンター（設置者が商店街の組合員）に入るテナント等が商店街の組合員でなくとも、当該テナントでの購入物品と商店街の組合員の店舗での購入物品を免税手続カウンターで合算することが可能となります。

## 手続委託型消費税免税店における手続の流れ

<手続の流れ>

- 特定商業施設内の手続委託型消費税免税店（※1）で税込で販売し、承認免税手続事業者（※2）の設置する免税手続カウンターで免税販売手続（※3）、返金を行う。



- （※1）手続委託型消費税免税店は、事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要がある。
- （※2）承認免税手続事業者は、その販売場が所在する特定商業施設ごとに、免税手続カウンターを設置することにつき納税地を所轄する税務署長の承認を受ける必要がある。
- （※3）免税販売手続を代理するにあたり、承認免税手続事業者と手続委託型消費税免税店を経営する事業者の間で、免税販売手続の代理契約を結ぶ必要がある。